

## 議案第 1 1 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 1 9 年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「又は抄本」を「若しくは抄本又は同法第 1 1 7 条の 4 第 1 項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」に改め、同条第 8 号中「又は抄本」を「若しくは抄本又は同法第 1 1 7 条の 4 第 1 項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」に改め、同条第 1 6 7 号中「確認申請」の次に「又は同法第 1 8 条第 2 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知」を加え、同条中第 2 4 0 号を第 2 4 1 号とし、第 1 7 4 号から第 2 3 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 7 3 号中「に係る計画」を「又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく通知に係る計画」に、「に対する」を「又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく通知に対する」に改め、「第 1 6 7 号に規定する額」の次に「（第 1 6 8 号に該当する場合にあっては、同号の規定により算定した額）」を加え、「第 1 7 1 号」を「第 1 7 2 号」に改め、同号を同条第 1 7 4

号とし、同条第172号中「又は」を「若しくは」に改め、「基づく」の次に「申請又は同法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第14項の規定に基づく通知に係る」を加え、同号を同条第173号とし、同条第171号中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「確認申請」の次に「又は同法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく通知」を加え、同号を同条第172号とし、同条第170号中「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、「基づく」の次に「申請又は同法第18条第17項の規定に基づく通知に係る」を加え、同号を同条第171号とし、同条第169号中「第7条の3第2項の規定による」を「第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第17項の規定に基づく通知に係る」に改め、「基づく」の次に「申請又は同法第18条第14項の規定に基づく通知に係る」を加え、同号を同条第170号とし、同条第168号中「基づく」の次に「申請又は第18条第14項の規定に基づく通知に係る」を加え、同号を同条第169号とし、同条第167号の次に次の1号を加える。

(168) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第

2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めるとされる建築物又は建築物の部分（以下この号において

「判定建築物」という。）が含まれる場合における同条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査

ア 判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法によるとき。

1件につき 前号に規定する額に1判定建築物につき次に掲げる判

定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額

(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の判定建築物

159,000円

(イ) 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内の判定建築物 2 1 2, 0 0 0 円

(ウ) 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内の判定建築物 2 4 3, 0 0 0 円

(エ) 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メートル以内の判定建築物 3 2 1, 0 0 0 円

(オ) 床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートルを超える判定建築物 5 9 0, 0 0 0 円

イ 判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。

1 件につき 前号に規定する額に 1 判定建築物につき次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額

(ア) 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以内の判定建築物 1 1 0, 0 0 0 円

(イ) 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内の判定建築物 1 3 7, 0 0 0 円

(ウ) 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内の判定建築物 1 5 0, 0 0 0 円

(エ) 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メートル以内の判定建築物 1 9 0, 0 0 0 円

(オ) 床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートルを超える判定建築物 3 2 2, 0 0 0 円

第 5 条中「第 2 条第 2 3 8 号」を「第 2 条第 2 3 9 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 1 9 年 6 月 2 0 日までの間において規則で定める日から施

行する。ただし、第2条第6号及び第8号の改正規定は、同月4日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

建築物の建築等の計画に構造計算適合性判定を求めることとされる建築物又は建築物の部分が含まれる場合における当該計画の確認申請に対する審査に係る手数料について一定の額を加算することとすること、戸籍総合システムの一部稼働に伴い磁気ディスクをもって調製された戸籍等に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付について手数料を徴収する事務に追加すること等のため、この条例を制定するものである。